

2023年12月議会最終日・「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正¹」に係る情報開示を求める請願」討論

上野みえこ

請願第2号「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願」に賛成できない理由を述べ、討論を行います。

請願にもありますように、WHOはパンデミック条約と国際保健規則（IHR）の改正をすすめています。2024年5月に開催される世界保健会議に向けて、交渉用のテキストなどが提示され、現在、各国政府と利害関係者が意見・主張を出し合っている最中です。その内容は、まだ策定途上であることをよく見る必要があります。パンデミック条約の交渉用テキストに記載されているように、国家主権の尊重、内政不干涉、国際連携促進の原則のもと、将来的なパンデミックに際して、低所得国が当該感染症の治療薬・ワクチン等の公平な供給が受けられるように、技術・ノウハウの移転、生産能力の強化、病原体の情報へのアクセスと利益配分に係るルールを定める方向で交渉が進められています。

特に、パンデミック条約では、公平な医療の提供と治療を保障するために、緊急時に当該感染症の医薬品・治療法に関わる「知的財産権」を免除する仕組みを発動し、製薬企業が独占的に保有する情報や技術を共有できるようにすることなどが目指されています。そのため、途上国政府や、国際的な医療支援活動を行う市民社会団体からは推進の声上がる一方で、一部の先進国政府や製薬大企業などからは、強力な反対の声が出されているという状況もあります。具体的には、パンデミック条約の交渉用テキストが出された翌日に、国際製薬団体協会が、製薬大企業の情報独占にブレーキをかければ治療薬やワクチンの開発がかえって遅れると、交渉の頓挫をめざす立場を露骨にする一方で、途上国政府や市民社会団体は、交渉が暗礁に乗り上げること回避しながら、低所得国への医療支援や治療方法研究とそのための資金確保の取り組みを実効性あるものとするために、粘り強い働きかけを行っています。

一方、パンデミック条約と国際保健規則改正案をめぐっては、これら条約・規則が発効すれば、「パンデミック時に感染対策の権限が各国政府からWHO

に移譲され、主権が奪われる」、「ワクチン接種の強制や言論弾圧などの人権侵害が起こる」、「WHOが世界を支配する」などの荒唐無稽な虚偽情報がネット上を飛び交い、拡散されるような状況も起こっています。しかし、これらは全くのフェイクニュースで、国連憲章とWHO憲章に基づき策定される国際協力の枠組み作りの条約によって、各国の主権が侵害されたり、統治権が奪われるようなことはありません。パンデミック条約の交渉用テキストにも、各国政府の主権の尊重と、内政への不干渉が明記されています。

請願理由では、「加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、それによって保健政策に関する国家主権が侵害され、基本的人権や国民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される」と述べられていますが、そのようなことは絶対にありません。

また請願は、誤情報や偽情報についての危惧があると指摘し、「WHOや政府の公式見解や認識と整合しないものはすべて誤情報・偽情報とみなされ、健全な言論・情報空間が失われる危険性が出てくる」と述べ、それが言論の自由に対する抑圧や侵害につながる言説や論理展開となるかのように言及しています。しかし、国連憲章・WHO憲章の立場に立つならば、このようなことも起こり得ないことは明白です。

現在、パンデミック条約と国際保健規約改正は、各国政府・利害関係者が意見を交わし、実効性ある条約の制定、規則の改正を目指して、話し合われているところであり、確定した成文もない今の段階で、条約や規則改正について、私も日本共産党としての賛否の評価を述べることはできません。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による世界的なパンデミックが発生し、世界中で700万人近くの死者が出る事態となりました。その中で、各国間の医療格差が浮き彫りになり、多くの低所得国・後進国が置き去りにされてしまいました。その痛苦の経験を踏まえるならば、様々な妨害や困難を乗り越えて、世界のすべての人々の命を新興感染症・再興感染症から守るために、WHOという国際機関のもと、真に実効ある条約・規則が策定されることを心から願うものです。

そして、荒唐無稽なデマ情報に惑わされることなく、パンデミック条約案・国際保健規則改正案の策定に向けた審議の状況を注視していきたいと考えま

す。その立場を申し述べて、請願に対する討論と致します。